

第三十八号議案

東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例

東京都学校経営支援センター設置条例（平成十七年東京都条例第三百三十九号）の一部を次のように改正する。
第一条中「東京都立の」の下に「小学校、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都立小学校の設置に伴い、規定を整備する必要がある。